

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年2月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

保健所

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年1月30日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 保健企画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 衛生課

〈犬の捕獲等業務委託 外1件〉

1 犬の捕獲等業務委託

2 犬等の抑留等業務委託

以上2件について、茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、7日以内に契約を締結していませんでした。

(3) 健康増進課

〈産後ケア事業業務委託 外 1 件〉

1 産後ケア事業業務委託

2 骨密度測定業務委託

以上 2 件について、茅ヶ崎市契約規則第 24 条第 1 項では、
「落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、7 日以内に契約を締結していませんでした。